退職手当に関する事例

(人事院 H P より国家公務員の退職手当の考え方及び根拠法)

退職手当は、職員が継続勤務して退職する場合の勤続・功労報償を基本的性格としており、国家公務員退職手当法(以下「退手法」といいます。)に基づいて支給されます。

(大阪市HPより平成26年度大阪市特別職報酬等審議会答申)

- ○公選職である市長に、勤続報償としての要素もある退職手当を支給することはなじまず、民間企業においても役員に対する退職慰労金は廃止の傾向にあることも勘案 し、市長への退職手当は廃止する。
- ○退職手当は報酬の後払い的性格もあるため、現行退職手当 4 年間分の 50%相当 (19,762,560 円)を毎月の給料に復元する。
- ○副市長については、公選職ではないため、退職手当は存続する。

(橿原市HPより平成25年度委員懇談会特別職の退職手当について意見書)

- ○特別職に関しては、長期間継続勤務する場合の勤続報償的な考え方はし難い。
- ○4 年間の特別職の職責や業務に伴うリスクの対価と捉えてもその額は高額と言わざるを得ない。
- ○橿原市の財政状況をみたとき、良い状況とは言えない。税収入も減少傾向にあることから、引下げが妥当との意見に至った。

(尼崎市HPより平成24年度特別職報酬等審議会中間答申)

- ○市長・副市長の退職手当は賃金後払いや生活保障の側面は薄く、職務・職責に対する勤続報償としての性質が強いとの認識。
- ○勤続報償に相当する額は退職手当としての支給を存続しつつ、賃金後払いや生活保障の要素が含まれる額については給料に割り振ることも検討されたが、勤続報償に相当する額の割合を策定することは、現実的には困難との結論。
- ○退職手当への功績反映も検討されたが、明確な評価基準や、その基準に照らして功績を判定する評価主体を策定するに至らず。
- ○結論として現行制度継続案が妥当との判断。

- (つくば市 令和2年9月18日茨城新聞より)
- ○つくば市長は退職金廃止を公約に掲げていたが、市長の退職金は茨城県市町村総合 事務組合から支払われることとなっており、制度上廃止することが不可能であっ た。
- 〇退職金の金額を最小限にするための処置として、市長の任期満了日時点の給料月額 を1円にする条例案をつくば市議会へ提出。市議会は同条例案を賛成多数で可決。
- 〇退職金は、任期満了日時点の給料月額に県市町村総合事務組合が設定する支給率を 掛けて算出され、22 円になる。

(呉市 H P より市長退職金市民評価制度検討懇話会意見書)

- ○市長の退職手当の性格について、勤続報償を基本とする考えで支給されるものであることを確認。
- ○評価者を選定し、市長による業績説明資料の作成、評価者による評定。
- ○規定による額の3割に成績率を反映させ、7割の勤続報償部分と合算し、支給額を 決定する。